

〔1151〕 行政書士法人設立登記申請書

(主たる事務所の所在地の登記所に申請する
場合)

受付番号票貼付欄

行政書士法人設立登記申請書

- | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|----|
| 1. 名 称 | 行政書士法人何々事務所 (注1) | |
| 1. 主たる事務所 | 何県何市何町何丁目何番何号 | |
| 〔 1. 従たる事務所
(注2) 〕 | 何県何市何町何丁目何番何号 | 〕 |
| | 管轄登記所 何法務局 (何地方法務局)
何支局 (何出張所) | |
| 1. 登記の事由 | 平成何年何月何日設立手続終了 | |
| 1. 登記すべき事項
(注3) | 別添CD-Rのとおり | |
| 〔 1. 登記手数料
(注4) 〕 | 金300円 | 〕 |
| | 従たる事務所所在地登記所数 | |
| 1. 添付書類 | 定款 (注5) | 1通 |
| | 社員が行政書士であることを証する
書面 (注6) | 1通 |
| | 特定社員であることを証する書面
(注7) | 何通 |
| | 法人を代表すべき者の資格を証する
書面 (注8) | 何通 |
| | 委任状 (注9) | 1通 |

法登三八六

上記のとおり登記の申請をする。

平成何年何月何日

何県何市何町何丁目何番何号

申請人 行政書士法人何々事務所

何県何市何町何丁目何番何号

代表社員 何 某 (注10)

何県何市何町何丁目何番何号

申請代理人 何 某 (注11)

連絡先の電話番号

何法務局 (何地方法務局)

何支局 (何出張所) 御 中 (注12)

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「名称」行政書士法人何々事務所

「主たる事務所」何県何市何町何丁目何番何号

「目的等」

目的及び業務

1 官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下1において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下1及び2から6において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成すること

2 行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること

3 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること

4 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること

5 社会保険労務士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（6において「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類を作成すること

6 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（5に掲げる書類を除く。）を作成すること

7 ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税、石油ガス税、不動産取得税、道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）、市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）、特別土地保有税及び入湯税に関する税務書類を作成すること

8 出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項、第19条第2項、第19条

の2第1項、第20条第2項、第21条第2項、第22条第1項、第22条の2第2項（第22条の3において準用する場合を含む。）及び第26条第1項に規定する申請に関し申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務

9 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第3号に規定する労働者派遣事業（その事業を行おうとする行政書士法人が同法第5条第1項に規定する許可を受け、又は同法第16条第1項に規定する届出書を厚生労働大臣に提出して行うものであって、当該行政書士法人の使用人である行政書士が労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の対象となり、かつ、派遣先（同法第31条に規定する派遣先をいう。）が行政書士又は行政書士法人であるものに限る。）

10 行政書士又は行政書士法人の業務に関連する講習会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

11 行政書士又は行政書士法人の業務に附帯し、又は密接に関連する業務

「役員に関する事項」(注13)

「資格」代表社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「役員に関するその他の事項」（出入国関係申請取次業務特定社員）（社会保険労務士業務特定社員）

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「役員に関するその他の事項」（出入国関係申請取次業務特定社員）（社会保険労務士業務特定社員）

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「役員に関する事項」

「資格」社員

「住所」何県何市何町何丁目何番何号

「氏名」何某

「従たる事務所番号」1

「従たる事務所の所在地」何県何市何町何丁目何番何号

「解散の事由」何々（注14）

「存続期間」平成何年何月何日まで

「合併の公告の方法」

何々県において発行する何々新聞に掲載する。

（電子公告の方法による場合）

電子公告の方法によつてする。

<http://www.〇〇〇〇/koukoku/index.html>

（電子公告の方法により、事故等の場合における予備的な公告方法（電子公告関係事項）をも定めた場合）

電子公告の方法によつてする。

<http://www.〇〇〇〇/koukoku/index.html>

当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

「登記記録に関する事項」設立

- (注1) 名称中には行政書士法人という文字を使用しなければならない(行書13の4)。
- (注2) 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に主たる事務所を有する法人の従たる事務所の所在地においてする登記の申請は、その従たる事務所が、法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、所定の手数料を納付して、主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。この場合、従たる事務所の所在地においてする登記の申請と主たる事務所の所在地においてする登記の申請とは、同一の書面をもって同時に一括申請しなければならない。従たる事務所の所在地においてする登記の申請には、何ら書面の添付を要しない(組登令25、商登49 I・Ⅲ～V、各種法登規5、商登規63 I)。
- 従たる事務所の所在地においてする登記の申請と主たる事務所の所在地においてする登記の一括申請をする場合においては、従たる事務所の記載は、その所在地を管轄する登記所ごとに整理してしなければならない(各種法登記5、商登規63 II)。
- (注3) 申請書に記載すべき登記事項は、区ごとに整理して記載するものとされているが(各種法登規5、商登規35 II)、申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を申請書とともに提出するときは、当該申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない(組登令25、商登17 IV)。
- なお、あらかじめ登記・供託オンライン申請システムを利用して登記事項を提出した場合には、電磁的記録を添付する必要はないが、申請書に登記事項を記載しなければならない(商登17 II ④)。
- (注4) 従たる事務所の所在地においてする登記の申請と主たる事務所の所在地においてする登記の一括申請については、1件につき300円の手数料を納付しなければならない(手数料令12)。
- 手数料は、収入印紙を申請書に貼って、納付しなければならない(各種法登規5、商登規63 III)が、特別会計に関する法律附則第382条の規定により、当分の間は登記印紙も使用できる。また、収入印紙と登記印紙を組み合わせで使用することも可能である。
- (注5) 行政書士法人の設立の登記申請書には定款を添付しなければならない(組登令16 II)が、この定款は、行政書士法第13条の8第2項において準用する会社法第30条第1項の規定により公証人の認証を受けなければならない。
- なお、社員の氏名及び住所は、定款の必要的記載事項である(行書13の8 III ④)から、定款は、社員に関する事項を証する書面及び法人を代表すべき者の資格を証する書面の一部としての役割を兼ねる。
- (注6) 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない(行書13の5 I)ところから、行政書士法人の設立の登記の申請書には、行政書士法人を代表すべき社員以外の社員がある場合における当該社員に関する事項を証する書面及び法人を代表すべき者の資格を証する書面の一部として、社員が行政書士であることを証する書面を添付しなければならない(組登令16 II)。社員が行政書士であることを証する書面としては、日本行政書士会連合会会長が発行する行政書士法人の社員資格証明書が、この書面に該当する。
- この書面は、証明申請者が日本行政書士会連合会の行政書士名簿に登録された行政書士であること及び行政書士法第13条の5第2項各号に掲げる社員の欠格事由に該当しないことを証するものであり、社員に関する事項を証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面の一部としての役割を兼ねまた、この書面に社会保険労務士業務取扱会員である旨が記載されている場合には、当該書面は、社員が特定社員であることを証する書面を兼ねるものとなる。

(注7) 特定社員であることを証する書面として、日本行政書士連合会会長が発行する行政書士法人の社員資格証明書に社会保険労務士業務取扱会員である旨が記載されている場合には、当該書面が、また、出入国関係取次業務特定社員であることを証する書面には、地方入国管理局長が交付する申請取次者証明書が、これに該当する。

(注8) 行政書士法人における各社員は、業務執行社員として各自行政書士法人を代表するが、総社員の同意によって、社員のうち特に行政書士法人を代表すべきものを定めたとき又は特定業務を行うことを目的とする行政書士法人において、特定社員の全員の同意によって、特定社員のうち特に特定業務について行政書士法人を代表すべきものを定めたときは、総社員又は特定社員の全員の同意を証する書面を、法人を代表すべき者の資格を証する書面として添付する。

(注9) 代理人によって登記を申請するときは、その代理権限を証する書面として添付する。

(注10) 行政書士法人の設立の登記は、行政書士法人を代表すべき社員1名又は代表社員の申請によってする(組登令16I)。

登記の申請書に押印すべき者は、この申請書と同時に登記所に印鑑を提出することとされているので代表社員(社員が各自会社を代表する場合は、そのうちの1人)の印鑑について、「印鑑届書」の提出を要する。

(注11) 代理人によって登記を申請するときは、代理人の氏名及び住所を記載する。

(注12) 登記の申請は、当事者又はその代理人が登記所に出頭することを要せず、郵便等によりすることができる。

(注13) 社員(代表社員)の氏名及び住所、社員が特定社員であるときはその旨及び当該社員が行うことのできる特定業務並びに代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定めを登記しなければならない。

登記記録は、次の振り合いによる。

(1) 各自代表の場合

- ① 住所、社員何某
- ② 住所、社員(特定社員)何某

(2) 代表社員を定めた場合

- ① 住所、社員何某
- ② 住所、代表社員何某
- ③ 住所、代表社員(代表特定社員)何某

(注14) 定款をもって法定の解散の事由以外の解散の事由を定めた場合にのみ登記事項となるから、かかる定めのない場合には記載するを要しない(組登令25)。

(参照条文)行書13の4・13の5・13の7～13の11、会社30、組登令2・11・16・25、商登14・17・18・19の2・48・49・50、各種法登規5、商登規35・48・62・63、手数料令12

《添付書類》

＜社員が行政書士であることを証する書面＞

行政書士法人の社員資格証明書

行政書士登録番号 第何号

所属する行政書士会 ○○行政書士会

氏 名 何 某

住 所 何県何市何町何丁目何番何号

事務所所在地 何県何市何町何丁目何番何号

上の者は、下記のすべての条件を満たす者であり、よって、行政書士法人の社員となる資格を有する者であることを証明する。

記

- 1 日本行政書士会連合会に備える行政書士名簿に登録された行政書士である。
- 2 現在、行政書士法第14条の規定による業務停止処分を受けていない。
- 3 過去2年以内に行政書士法第14条の2第1項の規定による解散の処分を受けた行政書士法人において処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。
- 4 行政書士法第14条の2第1項の規定による業務の全部の停止処分を受け、現在もその停止期間中である行政書士法人において、処分の日以前30日以内にその社員であったことはない。
- 5 社会保険労務士業務取扱会員である。(行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年4月30日法律第29号)の施行(昭和55年9月1日)の際、現に行政書士会に入会していた者)

平成何年何月何日

日本行政書士会連合会

会長 何 某 印

法登三三六〇三三八

(注) 記5は、要件を満たしている場合のみ記載される。

<特定社員であることを証する書面>

<u>申請取次者証明書</u>	
写真	() 第何号
氏名 何 某	何年何月何日生
所属機関名 何々	
上記の者は、在留審査関係申請及び在留資格認定証明書交付申請の取次ぎを行う者であることを証明する。	
平成何年何月何日	(平成何年何月何日まで有効)
入国管理局長 何 某 印	

(表)

注 意 事 項	
1 申請の取次ぎに当たり、入国管理局職員の要求があった場合には、この証明書を提示しなければならない。	
2 この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。	
3 この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、有効期間を経過したとき、又は入国管理局職員から要求があったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。	

(裏)

(注) 縦60ミリメートル、横90ミリメートルである。

<総社員の同意書>

同 意 書			
平成何年何月何日			
行政書士法人何々事務所の代表社員に、何県何市何町何丁目何番何号何某を選任すること並びに主たる事務所を何県何市何町何丁目何番何号に、従たる事務所を何県何市何町何丁目何番何号に置くことに同意する。			
何県何市何町何丁目何番何号			
行政書士法人何々事務所			
社員	何	某	㊟
	同	何	某 ㊟
	同	何	某 ㊟
	同	何	某 ㊟
	同	何	某 ㊟
	同	何	某 ㊟

法登三三六〇三三八

<委任状>

委 任 状			
私は何県何市何町何丁目何番何号何某を代理人と定め、次の事項を委任します。			
1	行政書士法人何々事務所の設立登記申請の件		
1	原本還付請求並びに受領の件		
平成何年何月何日			
何県何市何町何丁目何番何号			
行政書士法人何々事務所			
	代表社員	何	某 ㊟